

安全保障理事会決議 2440 (2018)

2018年10月31日、安全保障理事会第8387回会合にて採択

安全保障理事会は、

西サハラに関する全ての安保理の従前の諸決議を想起しまた再確認し、

諸決議 1754 (2007)、1783 (2007)、1813 (2008)、1871 (2009)、1920 (2010)、1979 (2011)、2044 (2012)、2099 (2013)、2152 (2014)、2218 (2015)、2285 (2016)、2351 (2017) および 2414 (2018) を実施する事務総長と彼の個人特使の取組に対する安保理の強い支持を再確認し、

西サハラ担当事務総長個人特使、ホルスト・ケーラー元ドイツ大統領、に対する十分な支持を表明し、そして直接交渉を促進する彼の取組における彼との当事者および近隣国家の関与を歓迎し、

最近の進展を評価し、地域的問題に対処し、そして西サハラに関する政治的過程における次の段階を議論するため、2018年12月5日－6日にジュネーブにおいて最初の円卓会議を開催するという特使の決定を歓迎し、

前提条件なしにまた誠実に、2018年12月5日－6日のジュネーブでの円卓会議に参加するようにという特使の招待を受諾するというモロッコ、ポリサリオ戦線、アルジェリアおよびモーリタニアの決定を更に歓迎し、またこれに関連した個人特使とモロッコ、ポリサリオ戦線、アルジェリアおよびモーリタニアとの間の協議を歓迎し、

国際連合憲章の諸原則および諸目的に適合した取極の文脈において、西サハラの人々の自決を規定する、公正で、永続的なそして相互に受諾可能な政治的解決を実現するため当事者を支援するという安保理の公約を再確認し、そしてこの点で当事者の役割と責任に留意し、

国際連合とまた互いにより十分に協力し、政治過程における自らの関与を強化しそして政治的解決に向けた進展を達成するという当事者と近隣国家への安保理の呼びかけをくり返し表明し、

この長期にわたる紛争に対する政治的解決を達成することとマグレブ・アラブ連合の加盟国間の協力の強化は、安定および安全、同様にサヘル地域の全ての人々のための仕事、成長および機会を導き出すことに貢献するであろうことを認識し、

国際連合西サハラ住民投票監視団（MINURSO）を含む、全ての平和維持活動を、嚴重な再検討の下に置き続けるという事務総長の取組を歓迎しそして平和維持の展開に対する厳格な、戦略的対処方法と資源の効果的な管理を追求するという安保理の必要性をくり返し表明し、

平和維持活動の任務遂行資料を含む、平和維持活動の有効性に関連したデータは、明快で十分に特定された達成基準に基づいた、派遣団活動の分析と評価を改善するために用いられることを確保するという事務総長への安保理の要請を想起し、そして派遣団が、その職務権限を効果的に実行するために必要とされる技能と柔軟性を維持するようにMINURSOの任務遂行を定期的に評価する必要性を強調し、

決議 2242（2015）および国際連合平和維持活動の軍のまた警察官の派遣部隊における女性の数を増やすというその願望を想起し、

相互に受諾可能な政治的解決を達成する個人特使を支援することにおけるその役割を含む、その職務権限を十分に実行するため現場でMINURSOにより果たされた重要な役割およびそれに対する必要性を認識し、そしてMINURSO本部と西サハラへの個人特使の訪問を歓迎し、

既存の合意の違反について懸念を表明し、そしてこれに関連して停戦に対する主要な脅威は記録されていなかったという2018年10月3日の事務総長の評価を歓迎し、

領域に対する行政的構造を動かさないという個人特使に対してポリサリオ戦線により提供された保証並びに決議 2414（2018）に沿った、ゲルゲラットにおける緩衝帯に関するその義務を遂行するというその公約に留意し、そしてこれらの公約に対するポリサリオ戦線による十分な遵守は、政治過程における勢いを維持するのに役立つことを認識し、

事務総長に対して2007年4月11日に提出されたモロッコ提案に留意しそして解決に向けて過程を

先に進める重大かつ信頼に足るモロッコの取組を歓迎し、事務総長に対して 2007 年 4 月 10 日に提出されたポリサリオ戦線の提案に留意し、

当事者に対し、現実主義と互譲の精神で互いの提案に自らの議論を拡大することと国連の取組に再び約束することによるものを含めて、解決に向けた更なる政治的意思を示すことを、この文脈で奨励し、そして近隣諸国に対し、政治過程に対して貢献を為すことを更に奨励し、

当事者に対し、政治過程が成功することによって必要な信頼を育成することに役立つことができる信頼醸成措置を特定することと実施することにおいて国際連合難民高等弁務官事務所と更に協力することを奨励し、

西サハラとティンドウフ・キャンプにおける人権状況を改善することの重要性を強調し、そして当事者に対し、国際法の下での自らの関連義務を念頭に置きつつ、人権に対する十分な尊重を確保するための独立したまた信頼に足る措置を策定しそして実施するため国際社会と協働することを奨励し、

当事者に対し、西サハラおよびティンドウフ難民キャンプにおける、表現と結社の自由を含む、人権の促進と保護を高めるための自らのそれぞれの取組を続けることを奨励し、

モロッコにより講じられた措置と自発的活動、並びにダフラとライウーンにおいて活動している人権委員会に関する国民評議会により果たされた役割、および国際連合人権理事会の特別手続とのモロッコの交流を、これに関連して歓迎し、

同地域への訪問を促進することを通じたものを含めて、国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)との協力を強化することを強く奨励し、

サハラの難民が直面した継続した苦難および外部の人道援助への彼らの依存に深い懸念をもって留意し、そしてティンドウフ難民キャンプにおける彼らの生活に対する資金不足および食糧援助の削減に関連した危険に深い懸念をもって更に留意し、

ティンドウフ難民キャンプにおける難民登録の配慮に対する安保理の要請をくり返し表明しそし

てこれに関連して為される取組を強調し、

国際連合安全保障理事会諸決議 1325 および 2250 並びに関連する諸決議を想起し、国際連合が後押しをした会談を通じた交渉の過程を継続するという当事者による公約の重要性を強調しそしてこれらの会談における女性の十分な、効果的なそして有意義な参加および青年の有意義な参加を奨励し、

現状は受け入れられないことを認識し、そして交渉における進展は、あらゆるその側面において西サハラの人々の生活の質を改善するために不可欠であることを更に留意し、

西サハラ担当事務総長特別代表兼 MINURSO の長、コリン・スチュワートに対する安保理の十分な支持を確認し、

2018 年 10 月 3 日の事務総長報告書 (S/2018/889) を審議して、

1. MINURSO の職務権限を 2019 年 4 月 30 日まで延長することを決定する。

2. 互譲に基づく西サハラの問題に対する現実的な、実行可能なそして永続する政治的解決を達成する必要性および MINURSO の戦略的中心を合わせることとこの目的のために国際連合の資源を適応させることの重要性を強調する。

3. 2018 年末よりも前に新しくなった交渉過程を開始する事務総長と彼の個人特使の意図に対する安保理の十分な支持を表明し、2018 年 12 月 5 日と 6 日のジュネーブにおける最初の円卓会議に対する招待状が 2018 年 9 月 28 日に送られたことに留意し、モロッコ、ポリサリオ戦線、アルジェリアおよびモーリタニアが積極的に対応したことを歓迎し、そして彼らに対し、互譲の精神で、成功裡の成果を確実にするためこの過程の期間を通して、個人特使と前向きに活動することを奨励する。

4. 当事者に対し、国際連合憲章の諸原則および諸目的に適合した取極の文脈において、西サハラの人々の自決を規定する、公正な、永続するそして相互に受諾可能な政治的解決を達成する目的で 2006 年以降為された取組とその後の発展を考慮しつつ、またこれに関連した当事者の役割と責任に留意しつつ、前提条件なしにまた誠実に、事務総長の後援で交渉を再開することを求める。

5. 加盟国に対し、これらの会談に対し適切な援助を与えることを招請する。

6. 停戦に関して MINURSO と達した軍事協定を十分に尊重する必要性を再確認しそして当事者に対し、これらの協定を十分に遵守することを求める。

7. 当事者に対し、自らの関連する義務と保証を尊重しそして国連が促進した交渉を損なうかまたは西サハラにおける状況を更に不安定化し得るどのような行動も自制することを求め、そしてポリサリオ戦線に対し、ビル・ラフルー、ティファリタおよびゲルゲラットの緩衝帯に関する個人特使に対するその公約を十分に遵守することを更に求める。

8. 全ての当事者に対し、全ての対話者とのその自由な交流を含む、MINURSO の活動に十分協力すること、そして既存の協定に従って、自らの職務権限を実行する国際連合および関連要員の安全並びに彼らに対する妨害のない移動と直ぐのアクセスを確実にするため必要な措置を講じることを求める。

9. 五回目の交渉の準備において政治的過程を先に進めるための当事者による新しくなった公約の重要性を強調し、当事者による現実主義と互譲の精神が、交渉における進展を達成するために不可欠であるという 2008 年 4 月 14 日の報告書 (S/2008/251) の勧告に対する安保理の支持を想起し、そして近隣諸国に対し、この過程のために重要な、積極的な貢献を為すことを奨励する。

10. 当事者に対し、交渉を先に進めるため政治的意思を示しそして対話にとって都合の良い雰囲気
で活動し、従って諸決議 1754 (2007)、1783 (2007)、1813 (2008)、1871 (2009)、1920 (2010)、
1979 (2011)、2044 (2012)、2099 (2013)、2152 (2014)、2218 (2015)、2285 (2016)、2351 (2017)
および 2414 (2018) の実施と交渉の成功を確保することを求める。

11. 事務総長に対し、定期的に、また職務権限期間中彼が適切と看做す時は何時でも、安全保障理事会に要点を話すことを、彼の後援の下でのこれらの交渉の状態と進展について、この決議の実施、MINURSO の活動に対する課題およびそれらに対処するために講じられた措置についてこの職務権限の更新から 3 か月以内それともまたその終了の前に含めることを要請し、彼の口頭説明を受け入れそして議論するために会合する安保理の意図を表明しそしてこれに関連して、事務総長に対し、職務権限期

間の終了の十分前に西サハラにおける状況に関する報告書を提出することを更に要請する。

12. 平和維持活動において活動しそして支援している全ての国際連合の文民および制服要員を評価するための任務遂行の明白な基準を特定する包括的かつ統合された任務遂行政策枠組の策定に対する安保理の支援を再確認し、そして国際連合に対しこの枠組を MINURSO に適用することを求め、事務総長に対し、MINURSO における女性の数を増やすことを求め、並びに活動のあらゆる側面において女性の有意義な参加を確保することを要請する。

13. 当事者と近隣国家に対し、新技術が、危険を削減し、部隊防護を改善しそしてその職務権限をより良く実施するために用いられる方法を MINURSO が更に考慮する場合、それと生産的に従事することを促す。

14. 当事者に対し、女性と青年に関与するためを含めて、信頼醸成措置を特定しそして実施するため国際連合難民高等弁務官事務所と協力することを奨励し、そして近隣国家に対し、これらの取組を支援することを奨励する。

15. 加盟国に対し、難民の人道的必要性が適切に対処されそして配給食糧における削減を避けることを確実にするための食糧計画に資金を供給するための新しいそして追加の自発的拠出を提供することを促す。

16. 事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の MINURSO における完全遵守を確保するためあらゆる必要な措置を講じ続けることそして安保理に知らせ続けることを要請し、そして部隊要員提供諸国に対し、展開前の啓発教育を含む予防行動を、また自らの要員がかかる行為に関係した場合には十分な責任を確保するためのその他の行動を講じることを促す。

17. この問題に引き続き取り組むことを決定する。